

○盗品発見協力者に対する報償要綱の制定について（概要）

（昭和41年福警捜三内訓第2号ほか）

財産犯罪の捜査は、犯人を早期に検挙するとともに、被害品の早期回復を図り、被害者保護の適正を図ることにある。

一方、盗品の発見において自らの損害を顧みず、警察に積極的に協力した者へも何らかの措置を講ずる必要があることから、この要綱において、盗品発見協力者に対する報償の基準と手続きを定めたものである。